

# 射水市民病院医療安全管理指針

## (医療安全管理体制)

1. 射水市民病院(以下「病院」という)における医療安全管理及び医療の質の向上について、病院長を中心に病院全体で取り組む。

## (医療環境の整備)

2. 患者が安心して医療を受けられる環境を整えるため、患者と医療従事者等間のコミュニケーションを図り、各医療現場における責任体制を明確にする。

## (インシデントの報告)

3. インシデントに関する情報は、発生部署から医療安全対策委員会そして病院長に連絡及び報告する。

## (医療安全対策委員会の設置)

4. 医療安全管理に関する事項について審議するため、医療安全対策委員会(以下「委員会」という)を設置する。

## (医療安全管理室の設置)

5. 医療安全管理に関する業務を行うために、委員会の下に医療安全管理室を設置する。

## (セフティマネジャーの設置)

6. 各医療現場で発生したインシデントの報告及び委員会の講じた対策等の情報を浸透させるため、診療科等にセフティマネジャーを置く。

## (職員研修)

7. 病院関係職員に対し、医療安全に関する研修を行う。

## (医療安全対策マニュアル)

8. 医療安全管理のため「医療安全管理マニュアル」を作成し、周知徹底を図る。

## (閲覧)

9. 患者およびその家族等から閲覧の求めがあった場合には、これに応じるものとする。  
また、本指針についての照会には医療安全対策委員会の委員が対応する。

## (その他)

10. 委員会は、他の委員会と連帯し、医療安全管理に努める。

平成24年7月13日改訂